

## 「姫路市の救急医療方策に関する指針」の進捗状況について

### 第 1 節 救急医療体制の再構築について

#### 1 一次救急医療体制の充実

##### 【推進方策】

##### (1) 休日・夜間急病センターの診療体制等の充実

###### ① 医療従事者の確保策

- ・ 出務医師等医療従事者の待遇改善を図りその確保に努める。
- ・ 急病センターの診療時間について、利用者の来所時間の動向を勘案して検討を行う。

###### ② 診療環境の整備

- ・ 施設内のモニターカメラを増設する。

##### (2) 市民啓発の取り組み

- ・ 初期医療を担うかかりつけ医の普及や、救急車の適正利用、適切な受診行動等について市民啓発に努める。
- ・ 近隣の各市町と連携し、各市町の住民への啓発を進める。

##### (3) 相談体制の整備

- ・ 市においても、急病やけがの時の適切な対処方法を助言し受診相談に応じる電話相談窓口を開設する。

##### 【取組状況】

##### (1) 休日・夜間急病センターの診療体制等の充実

###### ① 医療従事者の確保策

- ・ 医師・薬剤師出務料等の増額  
医師 (H21～)、薬剤師 (H28～)
- ・ 看護師夜間手当の増額 (H21～)
- ・ 看護師夜間勤務手当の支給 (H29～)
- ・ 薬剤師会委託費の増額 (H29～)
- ・ 近隣協力医の確保 (H22～)
- ・ 非常勤医師の公募  
小児科 (H18～)、内科 (H25～)
- ・ 医師、薬剤師の繁忙時の増員 (H28～)  
医師 (年末年始の準夜帯の内科)、薬剤師 (繁忙時)
- ・ 夜間診療時間の短縮 (H21～)  
午後 9 時～翌朝 7 時 ⇒ 午後 9 時～翌朝 6 時
- ・ 受付時間の設定 (H29～)

(参考) 休日・夜間急病センターの診療時間等

	休日昼間	夜間
診療日	日曜日・祝日、8月15日、 12月31日～1月3日	毎日
診療科目	内科・小児科・眼科・ 耳鼻いんこう科	内科・小児科
受付時間	午前8時30分～午後5時30分	午後8時30分 ～翌日午前5時30分
診療時間	午前9時～午後6時	午後9時～翌日午前6時

② 診療環境の整備

- ・ 防犯カメラの増設 (H25～) 2台 → 9台
- ・ フロア・マネージャー (警察OB) の配置 (H21～) 1名配置
- ・ 感染症患者専用スペースの運用 (H25～)
- ・ 待ち人数のホームページでの公開 (H26～)

(2) 市民啓発の取り組み

- ・ 救急医療フォーラムの開催
- ・ 市政出前講座の開催
- ・ 子どもの急病ガイドブック配布 (H24～)
- ・ 救急医療電話相談マグネットシート配布 (H23～)
- ・ 県の小児救急医療検討会等を通じた近隣市町に対する働き掛け (H23～)

(3) 相談体制の整備

- ・ 救急医療電話相談の開設 (H21～)

対 象	小児科
相 談 員	看護師 (専任)
電話番号	079-292-4874 (ふくつう しんばいなし)
時 間	月曜日～土曜日 20:00～24:00 日曜日・祝日・8/15・12/31～1/3 9:00～18:00、20:00～24:00

※相談員を毎日2名配置する体制へ拡充 (H27.10～)

## 2 二次救急医療体制の確保

### 【推進方策】

#### (1) 二次救急医療体制維持のための支援強化

##### ① 後送輪番医療機関への財政措置

- ・ 後送輪番体制を維持するため委託経費の見直しを図る。

##### ② 訴訟リスクに関する支援策の検討

- ・ 後送輪番医療機関における訴訟リスクに関する支援策について検討を行う。

##### ③ 管制塔機能を担う体制づくりの検討

- ・ 症状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を転送・紹介する管制塔機能体制の整備の可能性について検討を行う。

#### (2) 広域的な輪番体制づくりのための検討

- ・ 各市町や各医師会・医療機関と連携し、広域的な輪番体制の整備を検討する。

#### (3) 回復期・慢性期患者の転院等の促進

- ・ 病院間、病院と診療所間等の連携体制の構築に努める。

### 【取組状況】

#### (1) 二次救急医療体制維持のための支援強化

##### ① 後送輪番医療機関への財政措置

- ・ 後送輪番医療機関の待機料増額 (H21～)
- ・ 後送輪番医療機関の医師等医療従事者の確保支援 (H21～)

9 系統 22 医療機関、産婦人科 9 医療機関

(参考) 本市の後送輪番体制

	休日	夜間
内科	2 病院 (11 病院による輪番制)	2 病院 (11 病院による輪番制)
小児科	2 病院 (2 病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外科	2 病院 (8 病院による輪番制)	2 病院 (9 病院による輪番制)
眼科	1 病院 (8 病院による輪番制)	—
耳鼻咽喉科	1 病院 (4 病院による輪番制)	—
整形外科	1 病院 (5 病院による輪番制)	2 病院 (11 病院による輪番制) ※土曜のみ
脳神経外科	1 病院 (7 病院による輪番制)	1 病院 (7 病院による輪番制)
循環器科	1 病院 (4 病院による輪番制)	1 病院 (4 病院による輪番制)
産婦人科	2 病院 (12 病院による輪番制)	—

<p>(2) 広域的な輪番体制づくりのための検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日昼間の眼科の後送輪番について広域対応</li> </ul> <p>(3) 回復期・慢性期患者の転院等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中播磨圏域入退院調整ルールの実用支援 (H25～)</li> </ul>
---

### 3 三次救急医療体制の整備

<p><b>【推進方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域救命救急センターを開設する医療機関の確保に努める。</li> <li>・ 今後、県から開設要請を受けた医療機関が整備を進めるに当たり、必要な支援を行う。</li> </ul>
---

<p><b>【取組状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製鉄記念広島病院姫路救命救急センター開設 (H24～)  施設整備助成 (H24、H25)  運営費助成 (H25～)</li> </ul>
--

### 4 救急広域連携の推進

<p><b>【推進方策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の調整の下、各市町における救急医療体制の整備、相互受入れのための広域体制の整備、住民啓発等について、継続的な協議を進める。</li> </ul>
---

<p><b>【取組状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の中播磨・西播磨圏域保健医療連絡調整会議等で継続協議</li> </ul>
--

### 5 救急搬送体制の整備充実

<p><b>【推進方策】</b></p> <p>(1) 傷病者受入照会マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病者受入照会マニュアルの充実に努める。</li> </ul> <p>(2) 救急医療情報システムの活用、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入照会時等に効果的に活用できるよう充実に努める。</li> <li>・ 周産期医療情報システムや隣接府県の医療情報システムの有効な活用について検討する。</li> </ul>
--

<p><b>【取組状況】</b></p> <p>(1) 傷病者受入照会マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアル策定 (H20～)</li> </ul> <p>(2) 救急医療情報システムの活用、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新システム導入 (H28～)  市内の端末機設置数：28 か所</li> </ul>
--

## 第2節 地域の救急医療を守る取組みについて

### 1 医療従事者の確保

#### 【推進方策】

- ・ ドクターバンク等の医師確保策の積極的な活用を図るとともに、市内の医療機関における臨床研修医の定着化に向けた支援や、女性医療従事者の就労支援等について検討する。

#### 【取組状況】

- ・ 臨床研修医奨励金制度（H23～）  
新専門医制度等に対応するため、猶予期間を設定（H28～）
- ・ 「地域医療夏季セミナー」の開催（H25～）
- ・ 「看護師病院合同就職説明会・看護系学校合同進学説明会」の開催（H25～）
- ・ 本市ホームページ上での市内医療機関の求人情報の提供（H24～）

### 2 市民啓発と協働の推進

#### 【推進方策】

#### (1) 適正利用のための市民啓発

- ・ 初期医療を担うかかりつけ医の普及や、救急車の適正利用や適切な受診行動、急病時の対処方法等について啓発に努める。

#### (2) 市民への情報提供、市民活動に対する支援

- ・ 市民と医療従事者の相互理解を促進するため、救急医療情報を市民に対し積極的に提供するとともに、救急医療を守る活動に取り組む地域団体やボランティア、企業、教育機関等との協働を推進する。

#### 【取組状況】

- ・ 救急医療フォーラムの開催（再掲）
- ・ 市政出前講座の開催（再掲）
- ・ 子どもの急病ガイドブック配布（H24～）（再掲）
- ・ 救急医療電話相談マグネットシート配布（H23～）（再掲）